

# 小樽市立北陵中学校いじめ防止基本方針

令和6年10月

## 1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したもの、暴力行為に及ぶもの、不登校へと発展するものなど、多様で複雑化しており一人の教員や保護者だけでは解決が難しくなっています。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって保護者や関係機関等と連携し組織的に取り組むことが必要となっています。

平成27年4月1日に定められた「小樽市いじめ防止対策推進条例」及び「小樽市いじめ防止基本方針」に基づき、生徒が安心・安全で、意欲を持って充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるもの」という認識に立ち、いじめ防止といじめの早期発見・早期対応を図るため「学校いじめ防止基本方針」を定めます。令和6年9月には「小樽市いじめ防止基本方針」の改定を受け、本校でも「小樽市立北陵中学校いじめ防止基本方針」を改定しました。

また平成30年度においては、「いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告」（平成30年度3月16日総務省）に鑑み、1いじめの正確な認知に向けて、全教職員がもう一度いじめの正確な認知において共通認識を図ること、2重大事態の発生報告など法等に基づく措置を徹底すること、3児童生徒や保護者への周知について、いじめ防止対策推進法の趣旨や内容などを周知することを重点に取り組んでいきます。

## 2. いじめの理解

### (1) 定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

### (2) いじめを理解するにあたっては

○いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

○インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

○生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや、被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わざ指揮するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を情報共有して対応する。

○「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### (3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかるわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。また、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じないかどうかを面談等により確認する。学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

### 3. 学校の取組

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や小樽市の基本方針を参照し、小樽市立北陵中学校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「小樽市立北陵中学校いじめ防止基本方針」として定める。

##### ①意義

- 教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- 学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上で安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害生徒への支援につながる。

##### ②取組

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けた、いじめの防止等の取組を体系的計画的に行うための包括的な取組の方針、具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明示する。
- アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを作成する。
- 学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な取組を行う。
- 「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組を行う。
- 「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画を策定する。
- 加害生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を明示する。
- 「学校いじめ対策組織」を中心としたP D C Aサイクルによる点検、見直しの取組を進める。
- 北陵中学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- 北陵中学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、生徒、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進め、より分かりやすい基本方針となるよう努める。
- 策定した北陵中学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、生徒、保護者や地域住民が北陵中学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 北陵中学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを見発した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。年度途中の転入した場合等には、同様に当該生徒及びその保護者に説明する。

#### (2) 組織づくり

小樽市立北陵中学校は、複数の教職員等によって構成される「学校いじめ対策組織」を組織する。

##### ①意義

- いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待できる。

## ②取組

- 「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。
- 構成員は校長・教頭・教職員によって構成し、可能な限り、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。
- 個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
- 教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できる柔軟な組織とする。
- 北陵中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。
- 小樽市立北陵中学校では、以下のことを踏まえ、「学校いじめ対策組織」の体制を整備する。
  - ・的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
  - ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
  - ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
  - ・当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
  - ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制
- 「学校いじめ対策組織」の役割
  - ・北陵中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
  - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
  - ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
  - ・いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
  - ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
  - ・北陵中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
  - ・北陵中学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
  - ・北陵中学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）
  - ・北陵中学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
  - ・被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

## (3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の3つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じる。

### ①「未然防止」

- 学校においては、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。
- 生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

  - ・生徒が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員であるという自覚と責任を持って行動できるような規律があり、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくり
  - ・生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけ
  - ・学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気の醸成
  - ・「いじめに関する授業」の学期ごとの実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめをしない、させない態度・能力の育成
  - ・いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わず誰かに相談することを促す指導の促進

- ・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・学校の教育活動全体を通じた、教員と生徒との信頼関係の構築
- ・いじめの問題の理解と対応にかかるる学期ごとの校内研修等を通じた教員の資質の向上
- ・生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命の安全教育」の推進
- ・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動の推進
- ・家庭訪問、学校便りなどを通じた家庭との緊密な連携・協力
- ・配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の適切な指導
- ・「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、生徒に対して必要な組織的指導
- ・「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対して必要な組織的な指導

②「早期発見」

- 学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員での確実な連携を持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- ・いじめ防止キャンペーン、各学期に1回の定期的なアンケート調査、子ども理解支援ツール「ほっと」や学校環境適応感尺度「アセス」、教育相談の実施等により、早期のいじめの実態把握と生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・学校いじめ対策組織による事実関係の把握と積極的ないじめの認知
- ・スクールカウンセラーによる、全員を対象とした個別面接の実施
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・行動記録や会議等による教職員全体のいじめに関する情報の共有と教育委員会への報告
- ・ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化

③「早期対応」

- 学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速かつ組織的に対応する。
- いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ・学校いじめ防止基本方針や早期発見・対応マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記する
- ・いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめを受けた生徒へのスクールカウンセラー等による教育相談を行う。
- ・いじめを行った生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ・いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す指導をする。
- ・いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の保護者への支援、助言をする。
- ・いじめを行った生徒の保護者への協力要請及び助言をする。
- ・保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有する。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- ・「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒に合わせた継続的なケアを行う。
- ・いじめを行った生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

#### 4. 重大事態への対処

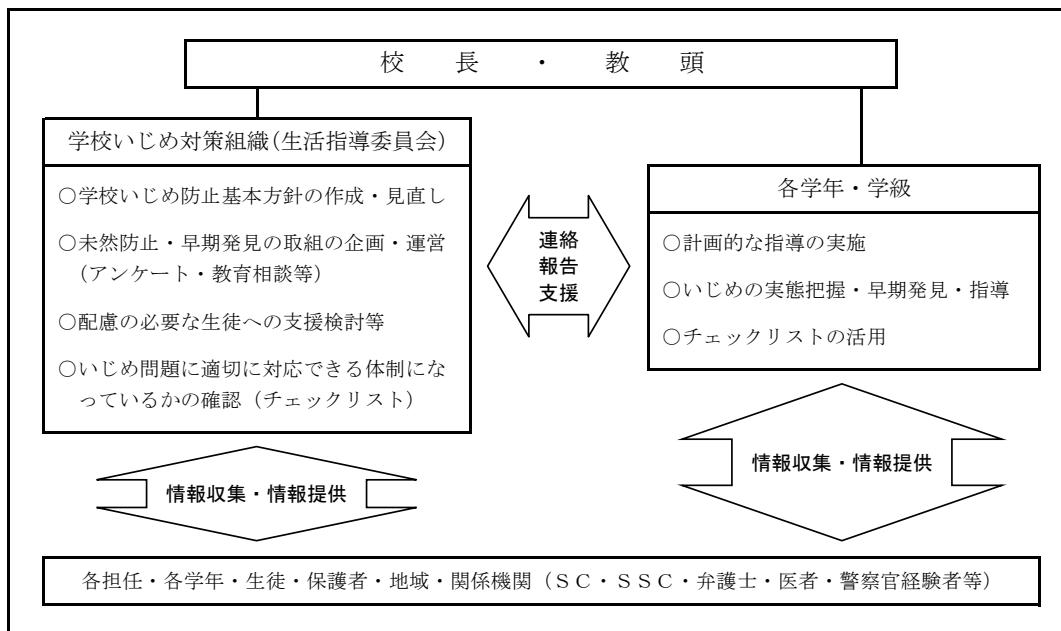
重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

○重大事態とは（法第28条第1項）

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。
- ・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。
- ・被害生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。
- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は直ちに教育委員会に報告する。

## いじめ防止等の対策のための組織

(本方針の中核的な活動内容については「いじめ防止プログラム」として策定し、計画的に実施する。)



## 事故発生から再発防止までのいじめに対する措置

